

# 令和3年度沖縄県優良県産品募集要項

沖縄県優良県産品推奨制度「工業系製品部門」は、優れた県産品を推奨することにより、県産品の需要と品質の向上を図り、販路開拓を促進することを目的とするものです。  
 審査会による厳正な審査により、製品技術やデザインに優れ、価格も適正で、表示内容に違反が無い製品を選定し、優良県産品として推奨しております。

## 1. 申請資格

- (1) 県内に事業の本拠を有する製造業者又は販売業者
- (2) 販路や売上の拡大を計画している者であること
- (3) 関係法令に違反しない者であること。

## 2. 審査の対象

- (1) 県内で製造又は主たる加工がなされ、県内で製造・加工されていることが明示されている製品であること。
- (2) 推奨を受けることで、販路拡大や売上増加を計画していること。
- (3) 継続して量産することができる製品であること。  
 ※「継続して量産」とは、常に製造・販売しており、いつでも消費者が購入できる状態にあることをいい、期間限定販売の製品等は対象外とする。
- (4) 一般消費者向けに販売している製品であること。
- (5) 申請時において販売を開始している製品であること。
- (6) 優良県産品として推奨を受けるために特別に調製したものではないこと。
- (7) 審査対象とする製品は、優良県産品推奨事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限り（別紙1「審査対象品一覧表」のとおり）。なお、一覧表にない製品の申請を希望する場合には、事前に事務局まで相談してください。

## 3. 申請受付数

新規申請製品については、1社（1組合）につき1製品以内とする。

## 4. 申請に必要な書類等

提出書類等	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請書【正副各1通】</li> <li>(2) 事業計画書</li> <li>(3) 申請製品【1点】 ※1、※2</li> <li>(4) 使用材料調書</li> <li>(5) 製造工程表</li> <li>(6) 製造又は販売について、許可等を要する製品については、その許可等を受けている事を証明する書類の写し</li> <li>(7) 製品やちらし等に特許出願、意匠登録、受賞・認証等の表示をしている場合は、これを証明する書類の写し</li> <li>(8) JAN企業（メーカー）コード登録通知書の写し</li> <li>(9) ちらし類、カタログ等【各2点】</li> </ol>
<b>受付期間</b>	<b>令和3年9月13日（月）～令和3年10月11日（月）</b>

**留意事項：**

- ※1 上記「(3)申請製品」は、通常の販売形態と同様に、外箱や内包装、製品説明書等を付けた製品を提出すること。
- ※2 大型機械や設備など提出困難な製品については、製品全体と細工部分分かる写真(1カットがA4サイズ又は四ッ切サイズのカラー写真)を必要数提出すること。
- ※ 申請書類に不備があった場合は、受付期間中に修正し再提出して頂きます。また受付期間中に修正が出来ない場合は申請不受理となります。

## 5. 申請書類等の提出先

株式会社沖縄県物産公社(優良県産品推奨事務局)  
〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター7階  
TEL：098-859-4147 FAX：098-859-6315  
ホームページ：http://www.washita.co.jp/info/  
※受付時間：8時30分から12時、13時から17時まで(土日、祝祭日を除く。)  
※直接持参されることをお勧めします。  
※郵送申請可【締切日消印有効】

## 6. 申請製品の返品

原則として返品致しません。(返品の必要な場合は、事前にお申し出下さい。)

## 7. 審査基準

- (1) 品質が優良で県産品として推奨する価値のあるものであること
- (2) 価格が適当であること
- (3) 技術・アイデア、デザイン等が優れていること
- (4) 使用上の安全性への配慮がなされていること
- (5) 関係法令に違反しないものであること
  - ア 申請された製品が関係法令等に照らした表示違反等をしている場合、審査機関において改善指導を行います。必ず指導に従い表示等の修正を行って下さい。(別紙2推奨までのフロチャート参照)
  - イ 審査不合格製品及び辞退製品についても製品表示の法令サポートを実施します。表示違反等があれば、審査機関等へ相談の上、修正を行って下さい。
- (6) 販路拡大や売上拡大が見込めること。
- (7) 県内の経済への貢献等：県産原材料を活用するなど、地域経済の循環に寄与していること。
- (8) SDGsへの取組：本県のSDGsへの取組を推進する製品であること。

※審査会の判断により別途検査を行って頂く場合があります。この場合の検査料は申請者の負担となります。(検査の際は、審査会が指定する試験研究機関に製品を搬入していただきます。)

## 8. 審査結果

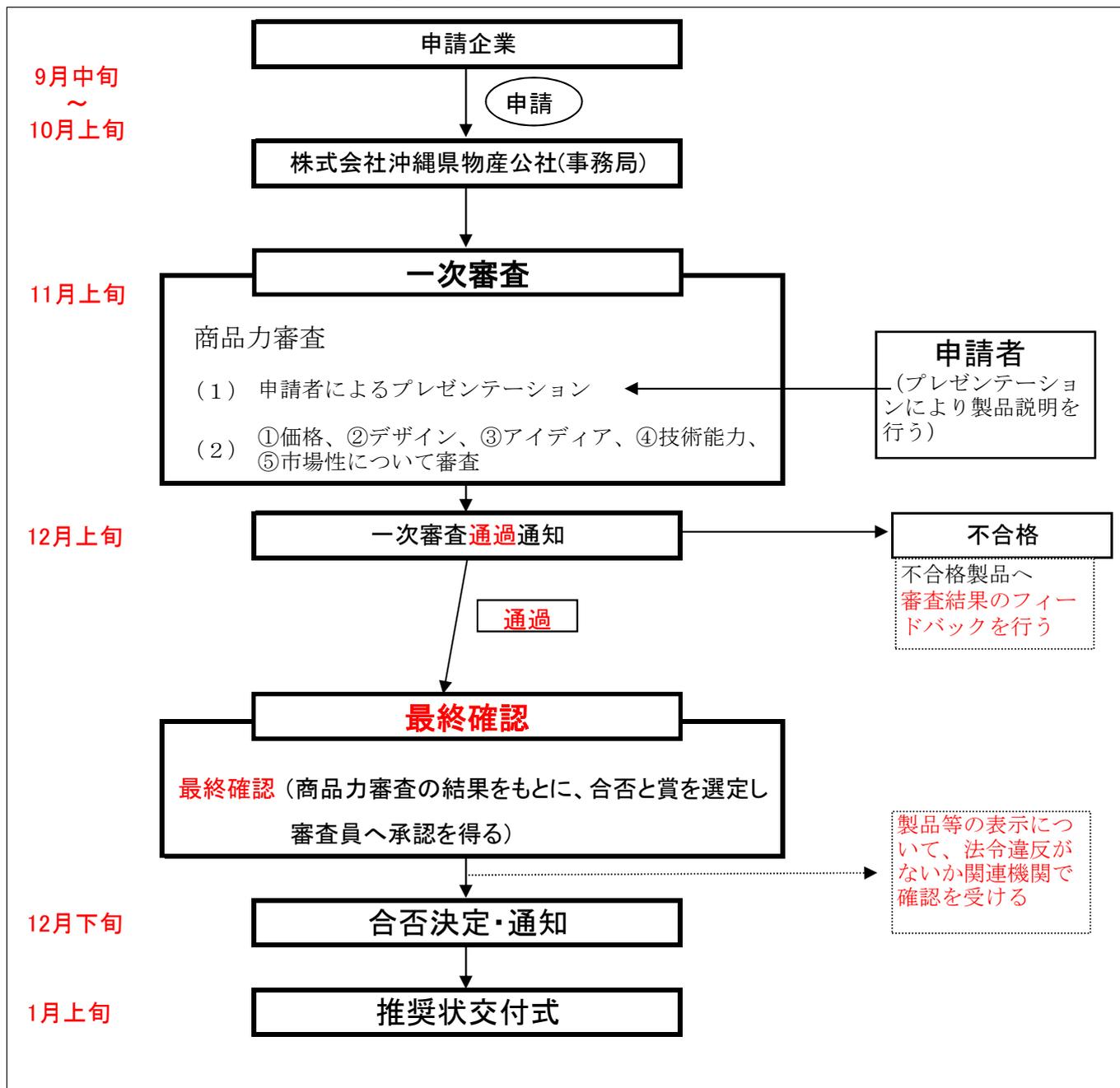
申請者に通知します。

## 9. 推奨後

- (1) 沖縄県推奨優良県産品として公表します。
- (2) 県規程で定める推奨マークを表示することができます。(別添イメージ参照)



### 推奨までのフローチャート



## 申請にあたっての記入要領、注意事項

### 1. 申請書

申請書及び事業計画書は、審査の対象となるので正確に記入すること。

- (1) 申請製品の名称  
申請する製品の名称を記入すること。
- (2) 規格
  - ア 申請製品の内容量等を記入すること。
  - イ 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。
  - ※ 規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断により規格違いでも別製品として申請していただく場合があります。
- (3) 営業の種類  
当該製品の製造に関する許可を得ている営業の種類を記入すること。
- (4) 営業許可番号  
当該製品の製造に関する営業許可証に記載のある番号を記入すること。
- (5) 申請製品の供給能力  
申請製品のひと月における供給能力（出荷可能数等）を記入すること。
- (6) 製造所の所在地  
当該製品の製造に関する全ての製造所の所在地を記入すること。
- (7) 製造所の名称  
当該製品の製造に関する全ての製造所の名称を記入すること。
- (8) 創業開始年月日  
操業開始年月日を記入すること。
- (9) 常用労働者数  
令和3年2月末日現在の人数を記入すること。  
なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。
  - ア 期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
  - イ 日々又は1ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
  - ウ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに該当する者。
  - エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
  - オ 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。
- (10) 申請品の製造開始年月日
  - ア 申請製品の製造開始年月日を記入すること。
  - イ 年は西暦で記入すること。

- (1 1) 標準小売価格  
申請製品の標準小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)
- (1 2) 出荷額／出荷先  
全体の出荷額のうち申請製品の出荷額を記入すること。  
また、県内外へのお荷比を記入すること。
- (1 3) 製品の特徴  
申請製品について、特徴や強みなどを具体的に記入すること。
- (1 4) 今後の展開  
申請製品について、県内・県外・観光客へ対する今後の展開を記入すること。

## 2. 事業計画書

### 1 事業概要

- (1) 常用労働者数  
令和3年2月末日現在の人数を記入すること。  
なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。
  - ア 期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
  - イ 日々又は1ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
  - ウ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに該当する者。
  - エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
  - オ 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。
- (2) 資本金等  
資本金、出資金又は元入金を記入すること。
- (3) 事業概要  
どのような事業を行っているかの概要などを記入すること。

### 2 申請製品情報

- (1) 販売年月日
  - ア 申請製品の販売開始年月日を記入すること。
  - イ 年は西暦で記入すること。
- (2) 価格  
申請製品の小売販売単位(本、枚、パック等)と小売販売単位毎の製造価格、卸売価格、希望小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)
- (3) 利益率  
事業計画書の注3の計算式のとおり計算し、記入すること。
- (4) 納品単位／回  
1回あたりの納品単位を記入してください。

(5) 当該製品の特徴等

当該製品の特徴等を具体的に記入してください。

(6) ターゲット

ア 当該申請製品の販売においてターゲットとして設定している性別を記入すること。

イ ほか、年齢層やその他の点でターゲットを設定している場合には具体像欄に記入すること。

3 販売計画及び事業計画 ※決算年度に合わせてご記入下さい。

(1) 目標値（1年目）※今期

ア 申請製品販売数量

申請製品の1年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってもらいたいのか、可能な限り具体的に記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

(2) 販売計画（2年目）

ア 申請製品販売数量

申請製品の2年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってもらいたいのか、可能な限り具体的に記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

(3) 販売計画（3年目）

ア 申請製品販売数量

申請製品の3年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってもらいたいのか、可能な限り具体的に

記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

(4) 販売計画（4年目）

ア 申請製品販売数量

申請製品の4年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってほしいか、可能な限り具体的に記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

(5) 販売計画（5年目）

ア 申請製品販売数量

申請製品の5年目の販売目標値（数量、金額）を記入すること。

イ 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ 販売先（想定・希望）

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってほしいか、可能な限り具体的に記載すること。

エ 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

4 優良県産品推奨の活用計画

当該製品における優良県産品推奨の活用計画について記入してください。

### 3. 申請書以外に必要な関係書類等

(1) 申請製品1点

ア 商品力及び表示審査の対象となります。店頭での販売形態をほどこしたものを提出すること。

イ 通常の販売形態と同様に、外箱や内包装、商品説明書等を付けた製品を提出すること。

(2) 使用原材料調書

ア 使用する材料を主材料と副材料に分けて記入すること。

イ 申請製品について特許がある場合は、その名称及び取得年月日を特許の有無の欄に記入すること。

ウ JIS 規格を有する場合は、JIS 規格の有無の欄に取得年月日を記入すること。

エ 証書は別に定める様式を記入すること。

(3) 製造工程表

ア 製造過程を詳細に記入すること。

特に機械を用いている場合はその機械名を、手作業で行っている場合は手作業と記入すること。

イ 使用材料調書に記入された主材料及び副材料が工程のどの段階で使用されるのかを明示すること。

ウ 製造所が複数にまたがる場合は、工程表の各段階で製造所名を記入すること。

エ 製造工程の一部を県外製造所で行っている場合はその理由を記入すること。

オ 工程表は別に定める様式を使用し、別紙3 記入例を参考に記入すること。

(4) JAN 企業（メーカー）コード登録通知の写し

JAN コード登録申請後に届く JAN 企業（メーカー）コード登録通知の写しを提出すること。

※ 「工業系製品の部」は一次審査（商品力審査部会）において、申請者によるプレゼンテーション（製品説明）を行う事となっております。